公益社団法人 農業農村工学会 技術者継続教育機構規程

平成13年12月21日制 定 平成 20 年 3 月 14 日一部改正 平成 21 年 12 月 15 日一部改正 平成 23 年 4 月 1 日一部改正 平成 24 年 3 月 15 日一部改正 平成 24 年 4 月 1 日一部改正 平成 24 年 4 月 1 日一部改正

(総則)

第1条 公益社団法人農業農村工学会規則第29条の規定に定める機構の業務、組織等については、同規則に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(目的)

第2条 農業農村工学会技術者継続教育機構(以下「機構」という。)は、農業農村工学等に係わる技術者(以下「技術者」という。)の資質の向上を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 機構は、技術者の継続教育に関する認定・評価、証明等の業務を行う。

(機構の登録者)

第4条 前条の認定・評価、証明等を受けようとする技術者及び機構の主旨に賛同する法人等で登録した者を CPD 個人登録者及び CPD 法人登録者とする。

(機構の利用料)

第5条 機構の登録者の利用料については、別に定めるところによる。

(組織)

第6条 機構に、CPD 運営委員会、CPD 評価委員会及び CPD 地方委員会を置く。

(運営)

第7条 機構の運営については、業務運営要領に定める。

附目

この規程は、平成14年1月29日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、公益社団法人農業農村工学会定款施行の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。